

別紙添付⑥

平成25年(ワ)第6239号 損害賠償請求事件
原 告 大洋リアルエステート株式会社
被 告 三菱地所株式会社 外6名

証拠説明書 1

平成26年5月7日

大阪地方裁判所第9民事部合議1係 御中

被告株式会社三井住友銀行訴訟代理人弁護士 谷 健太郎

同 山畠 博史

同 大浦 智美

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨
乙C1	平成19年6月1日付各メール (8:59付メール、 9:30付メール、 10:09付メール、 15:14付メール、 17:10付メール、 18:01付メール、 18:05付メール)	写し H19.6.1	被告三井住友銀行、被告大和証券	被告三井住友銀行は被告大和証券に対しローン失期時に保証金全額の返還を求める意向であること等を伝えたこと、被告三井住友銀行は被告大和証券に対し「定期借地権設定契約書に関する覚書」の案文を送付したこと、被告大和証券は被告三菱地所に対し「定期借地権設定契約書に関する覚書」の案文を送付したこと、被告大和証券は原告への説明資料を作成したこと等
乙C2	「定期借地権設定契約書に関する覚書」 ※平成19年6月1日8:58付メールの添付ファイル(「御堂筋_定期借地権設定契約書_smbc0601」)	写し H19.6.1	被告三井住友銀行	「定期借地権設定契約書に関する覚書」の案文に、「賃貸人は、本借地契約の定めに拘らず、直ちに保証金の全額を、賃借人に対して返還しなければならない」旨の記載がされていたこと等